

事務連絡
令和6年8月2日

各都道府県 介護保険主管課（室）
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
高齢者支援課
老人保健課

介護保険法第115条の44の2に基づく介護サービス情報の報告及び公表
に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度における報告については、「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（令和6年8月2日老認発 0802 第1号、老高発 0802 第1号、老老発 0802 第2号通知。以下「通知」という。）において、介護事業財務情報データベースシステム（仮称）（以下「本システム」という。）を用いて行うことをお示したところです。

本システムの運用開始に向けたスケジュールや、運用開始に向けて各介護サービス事業所、各都道府県のご担当において対応をお願いしたい事項について、下記のとおりお示しますので、御了知のうえ、貴管内の市町村、介護事業者、関係団体、関係機関等に対して周知をお願いします。

記

1. 本システムの運用開始に向けた今後のスケジュール

本システムの運用開始に向けたスケジュール等は、以下を予定しています。

令和6年秋頃	本システムの運用マニュアル等の発出
令和7年1月以降	令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月までに会計年度が終了する報告）の報告開始
令和7年2月以降	都道府県担当者向け画面オープン
令和7年3月31日	令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月までに会計年度が終了する報告）の報告期限

2. 各介護サービス事業者において対応をお願いしたい事項

本システムへのログインに際しては、GビズIDアカウントが必要となります。本システムの報告に当たって、アカウントの作成方法やGビズIDアカウントの運用方法等の手引きを作成していますので、「1. 本システムの運用開始に向けた今後のスケジュール」にお示した令和6年秋頃の本システムの運用マニュアルの発出と併せて連絡する予定です。

3. 都道府県において対応をお願いしたい事項

(1) 都道府県担当者用のアカウントの取得・設定

「1. 本システムの運用開始に向けた今後のスケジュール」にお示した令和6年秋頃の本システムの運用マニュアルの発出時に、本システムにて都道府県担当者用のアカウント及びパスワードを発行し、本システムのヘルプデスクから都道府県担当者用のメールあてに連絡する予定です。

なお、都道府県担当者用の機能は令和7年2月から利用開始する想定です。

(2) 管内の事業所・施設への周知の徹底

本システム上の運用開始時点において、都道府県ごとに、介護保険総合データベースから取得した事業所情報（事業所番号及びサービス種類）の全てがリストとして閲覧可能となる予定ですが、当該事業所・施設の連絡先の情報については把握することができないため、各都道府県の介護保険担当部局から、届出対象となる各事業者への周知をお願いします。この際、年間の介護報酬100万円以下の事業所情報や届出対象外のサービスも含まれたリストとなることから、未届出の事業所を確認する際には、留意をお願いします。

なお、2回目（令和7年度）以降に実施される報告に際しては、各会計年度終了後2ヶ月が経過した際に、事業者が本システムに初回ログインした際に登録した連絡先あてに、システムから自動的に確認のメールが届くこととなっています。

（3）経営情報データの集計・分析

都道府県担当者を対象に、本システムから当該都道府県が管轄する事業所が届け出たデータをダウンロードする機能を提供する予定です。通知第5に記載のとおり、情報の取扱いには十分留意したうえで、管轄内における事業所の経営情報の分析にご活用ください。